

## 松江市職人商店街創出支援事業トライアル補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する松江市職人商店街創出支援事業トライアル補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職人商店街 中心市街地である JR 松江駅から松江城までの L 字ラインを中心に、優れた職人の技を「観て、体験できる」店舗、まちの活気が感じられる賑わいの拠点、飲食や買い物を楽しめる店舗が繋がり、賑わいの「点」が「線」、そして「面」へと発展する回遊性のある商店街をいう。
- (2) 職人 伝統工芸品・伝統産品等、又は現代工芸等のものづくりを生業とする者をいう。
- (3) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき認定された3期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域をいう。
- (4) トライアル出店 将来的に中心市街地への出店を視野に入れた、短期間の出店の試みをいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち、同項第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの

### (補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市職人商店街創出支援事業トライアル補助金
--------	------------------------

補助金交付の目的	職人による中心市街地へのトライアル出店を支援することにより、中心市街地の商店街の賑わいを再生し、職人商店街を創出することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	(1) 中心市街地にある空き家・空き店舗・レンタルスペース等（以下「トライアルスペース等」という。）へトライアル出店し、ものづくり体験（ワークショップ等）を提供することで商店街の賑わい創出に寄与する事業。 (2) 中心市街地で開催するイベント等に出店しものづくり体験（ワークショップ等）を提供することで商店街の賑わい創出に寄与する事業。
補助対象経費	トライアル出店に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）。ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除く。 (1) 家賃 (2) 施設利用料金等 (3) 出展料 (4) 備品リース料（出店期間のみリースするものに限る。） (5) 広告宣伝活動（トライアル出店をPRするものに限る。）
交付の率又は金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、1事業者当たりの上限額は60万円とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、市税に滞納がない次に掲げる者とする。 (1) 中心市街地にあるトライアルスペース等への出店計画を有する職人又は当該職人を雇用する中小企業者であること。なお、グループ単位で出店する場合は、補助事業者（申請者）が職人であること。 (2) 中心市街地で開催するイベントに出店する職人又は当該職人を雇用する中小企業者であること。なお、グループ単位で出店する場合は、補助事業者（申請者）が職人であること。
終期	令和7年3月31日

（交付の申請）

第4条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、補助事業計画書（様式第1号）によるものとし、同項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書等の経費が分かる書類
- (2) 市税に滞納がないことが分かる証明書  
(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の成果が確認できるもの（売上報告書等）
- (2) 出店状況が分かる写真
- (3) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (4) 領収書等の補助対象経費の支払状況が確認できるもの  
(現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市による現地調査を受けることとし、補助事業の実施前及び実施後に現地調査に協力しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

補助事業計画書

<作成日> 年 月 日

事業者氏名 (法人の場合は企業名 及び代表者氏名)		代表者の生年月日 ( 年 月 日)		
トライアルスペース等 所在地		〒 -		
連絡先住所		〒 -		
連絡 担当 者	氏名			
	電話番号			
	E-mail アドレス			
法人の沿革又は 経営者の経歴 (職務経験・資格等)				
出 店 概 要	事業内容	(例) 販売 方法、サー ビスの提供 方法、ター ゲットとす る客層など		
	取扱商品 ・サービス			
	出店期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	予想売上高 (出店期間計)	円	(トライアルスペース等位置図)	
	予想客数 (出店期間計)	人		
店舗(売場) 面積	m <sup>2</sup>			
家賃・利用料金・出展料	1か月 税込み	円		
	税抜き	円		
備品リース料	1日 税込み	円		
	税抜き	円		
広告宣伝費	税込み	円		
	税抜き	円		
【確認事項】本補助金の申請に当たり、下記の項目についてご確認ください。				
今後松江市が実施する職人商店街の取組に積極的に参加すること。				チェック <input type="checkbox"/>